

トーコーケアデイサービスセンター 運営規程

(本規程の趣旨)

第1条 本規程は、「札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス等の人員、設備及び運営に関する条例」(平成25年札幌市条例第9号)及び「札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営に関する条例」(平成25年札幌市条例第8号、以下、両条例を「指定基準」という。)等に定めるところにより、指定地域密着型通所介護 及び指定札幌市通所型サービスの事業(以下「指定事業」という。)の運営に関する重要事項を定めるものである。

2 株式会社トーコーケアが運営する「トーコーケアデイサービスセンター」(以下「事業所」という。)は、指定事業の運営に当たって、指定基準及び関係法令に定める事項のほか、この運営規程に定める事項を遵守するものとする。

(事業の目的及び運営の方針)

第2条 指定事業は、要介護の認定を受けた者又は要支援の認定を受けた者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、必要な支援を行うことを目的とする。

2 指定地域密着型通所介護の事業は、利用者(要介護の認定を受けた者に限る。以下この項及び第8条において「要介護利用者」という。)の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに要介護利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう、必要な支援を行うことを方針とする。

3 札幌市通所型サービスの事業は、利用者(要支援の認定を受けた者及び事業対象者として認定された者。以下この項及び第8条において「要支援利用者等」という。)の心身機能の維持回復を図り、要支援利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを方針とする。

また、要支援利用者等とのコミュニケーションを十分に図ること等により、要支援利用者が主体的に事業に参加できるよう努めることとする。

4 指定事業は、地域密着型通所介護計画又は、札幌市通所型サービス計画に基づき、その目標を設定し、計画的に実施するものとする。

5 指定地域密着型通所介護及び、指定札幌市通所型サービス(以下「指定通所介護等」という。)の提供に当たっては、関係する市町村、利用者の主治の医師、居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者、その他の保健医療福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 トーコーケアデイサービスセンター
- ② 所在地 札幌市豊平区月寒西3条6丁目2番7号

(管理者)

第4条 事業所には、常勤の管理者を配置する。

2 管理者は、次の業務を行う。

- ① 事業所の従業者の管理
- ② 指定通所介護等の利用の申込みに係る調整
- ③ 業務の実施状況の把握
- ④ 従業者に指定基準を遵守させるために必要な指揮命令

- ⑤ その他必要な管理
 - ⑥ 地域密着型通所介護計画及び、札幌市通所型サービス計画（以下「通所介護計画等」という。）の作成
 - ⑦ 通所介護計画等に係る利用者又はその家族への説明と交付
 - ⑧ 札幌市通所型サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）の結果の記録と介護予防支援事業者への報告
- 3 前項①から⑤までの管理業務は、管理者が一元的に行うものとする。

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所には、次に掲げる従業者を配置する。

- ① 生活相談員
 - ② 看護職員
 - ③ 介護職員
 - ④ 機能訓練指導員
- 2 生活相談員は、常勤職員1名（管理者と兼務）及び常勤職員1名（介護職員と兼務）とし、主として、利用者及び利用者の家族に対する相談援助の業務を行う。
- 3 看護職員は、1名以上（非常勤職員・機能訓練指導員と兼務）とし、利用者の健康状態の確認、介護業務及び機能訓練等を行う。
- 4 介護職員は、1名以上（常勤職員兼務・非常勤職員兼務）とし、介護業務及び機能訓練等を行う。
- 5 機能訓練指導員は、1名以上（非常勤職員・看護職員と兼務）とし、機能訓練等を行う。
- 6 事業所の従業者は、前4項に掲げる職務のほか、通所介護計画等に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録及び（モニタリング）を行う。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、1月1日は、営業を行わない。

- 2 事業所の営業時間は、午前9時00分から午後5時30分までとする。また、このうち、午前9時00分から午後4時15分までをサービス提供時間とする。

（指定通所介護等の利用定員）

第7条 利用定員は12名とする。（1単位）

（指定通所介護等の内容）

第8条 指定地域密着型通所介護の内容は、次のとおりとする。

- ① 要介護利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護及び日常生活上の世話をすること。
 - ② 要介護利用者に対して機能訓練を行うこと（利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を実施する。）。
 - ③ 要介護利用者及び要介護利用者の家族からの介護等に関する相談に応じること。（相談援助）
 - ③ 要介護利用者の健康状態の確認を行うこと。
 - ④ 必要に応じて、要介護利用者の居宅から事業所の間の送迎を行うこと。
- 2 札幌市通所型サービスの内容は、次のとおりとする。
- ① 要支援利用者等に対して、入浴、排せつ、食事等の介護及び日常生活上の支援を行うこと。
 - ② 要支援利用者等に対して、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成された計画に基づき、集団的に行われるレクリエーション、

創作活動等の機能訓練を行うこと。（アクティビティ）

- ③ 要支援利用者等及び要支援利用者等の家族からの支援等に関する相談に応じること。（相談援助）
- ④ 要支援利用者等の健康状態の確認を行うこと。
- ⑤ 必要に応じて、要支援利用者等の居宅から事業所の間の送迎を行うこと。

（利用料等）

- 第9条 法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、地域密着型サービス費用基準額から地域密着型サービス費の額を控除して得た額とする。
- 2 法定代理受領に該当しない指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、地域密着型サービス費用基準額と同額とする。
 - 3 法定代理受領サービスに該当する札幌市通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、札幌市長の定める費用基準額から札幌市長の定めるサービス費の額を控除して得た額とする。
 - 4 法定代理受領に該当しない札幌市通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、札幌市長の定める費用基準額と同額とする。
 - 5 前4項に定めるもののほか、利用者から支払いを受ける費用は、次のとおりとする。
 - ① 次条に規定する通常の事業の実施地域を超えて行う送迎に要する費用
事業所から通常の事業の実施地域を超えて1kmごとに100円
 - ② 食事の提供に要する費用
1回につき、460円（食材料費として）
 - ③ おむつ代 50円（1枚につき）
 - ④ その他指定通所介護等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの
教養娯楽費 実費相当額
 - 6 前項の費用の額にかかるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
また、前項第4号の費用については、「通所介護等における日常生活費に要する費用の取扱について」（平成12年老企第54号）に規定する取扱いに留意の上、その支払いを受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

- 第10条 事業所の通常の事業の実施地域は、札幌市の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

- 第11条 利用者は、指定通所介護等の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。
- ① 健康状態に異常がある場合には、その旨を申し出ること。
 - ② 機能訓練、入浴のサービスを受ける際に事業所の従業者が実施する健康状態の確認に協力すること。
 - ③ 従業者が安全上の必要性から行う指示を遵守すること。
 - ④ 第13条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

（緊急時における対応方法）

- 第12条 従業者は、指定通所介護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変その他の緊急事態が発生した場合は、速やかに主治の医師等に連絡の上、当該緊急事態の内容と講じた措置の内容について、管理者に報告しな

ければならない。

- 2 前項において報告を受けた管理者は、必要に応じて、関係機関への連絡等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第13条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 防火管理者は管理者が選任することとし、次の業務を行う。
 - ① 定期的に、消防用設備及び救出用設備等の点検を行うこと。
 - ② 非常災害に関する具体的計画を立てること。
 - ③ 前号の計画に基づき実施する避難及び救出の訓練の指揮命令を行うこと。
 - ④ 非常災害時の通報体制を整備すること。
 - ⑤ 定期的に④の通報体制について、従業者に周知すること。
- 3 非常災害が発生した場合に適切かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年2回（6月及び12月）に、避難及び救出に係る必要な訓練を実施することとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の防止をはかるため、次の体制を有するものとする。

- 一 虐待の防止のための措置に関する責任者として、管理者を充てる。
 - 二 虐待防止検討委員会を設置し、次の事項を検討する。
 - ① 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
 - ② 虐待防止のための指針の整備に関すること
 - ③ 虐待防止のための職員研修に関すること
 - ④ 虐待防止について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ⑤ 従業者が虐待等(虐待及び虐待を疑うべき事案)を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
 - 三 事業所は虐待防止検討委員会の内容を、従業者に周知する。
 - 四 事業所は、従業者に対する虐待防止のための研修を、定期的（年1回以上）に実施するとともに、新規に職員を採用した際には、虐待防止のための研修を行う。
- 2 事業所において虐待等が発生した場合の対処方法は、次のとおりとする。
 - 一 従業者は、虐待等を発見した場合は、速やかに、これを虐待防止検討委員会の構成員に報告するものとする。
 - 二 前号の報告を受けた構成員は、直ちにこれを管理者に報告し、管理者は、速やかに虐待防止検討委員会を招集し、市町村への通報内容、事実関係の確認、虐待を受けた者に対する保護の方策を検討する。
 - 三 虐待防止委員会は、事実関係の確認の結果を受けて、その内容を分析し、再発防止策を検討する。

四 事業所は、全各号の措置と同時に、市町村に対する通報を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、提供するサービスの質の向上を図るため、次のとおり研修を行う。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- ② 継続研修 年1回
- 2 地域との連携を図るため、利用者・利用者家族・区市町村職員または地域包括支援センター職員、地域密着型通所介護について知見を有するもので構成される「運営推進会議」を設置することとし、6ヶ月毎に1回実施することとする。
- 3 従業者は業務上知り得た利用者及び利用者の家族の秘密を漏らしてはならない。事業所は、従業者の雇用の際に、秘密保持に係る事項を十分に周知するほか、必要な措置を行うこととする。
- 4 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に係る重要事項は、株式会社トーコーケアの関係者、管理者及び関係従業者の協議に基づき、定めることとする。

附則

この規程は、平成29年9月13日から施行する。

この規程は、令和6年11月1日から施行する。